

ふるさとに生きる Vol.36

= みんなでつくる人権尊重のまち =



目 次

- **人づくり（ふるさとへの思い）** ……1～2
打楽器と共に歩く人生第三章
- **部落差別の解消をめざして** ……3～4
『部落差別の解消の推進に関する法律』が
施行され10年の節目の年です！
- **高齢者の人権** ……5～6
～認知症マップをご存じですか？～
- **インターネットによる人権侵害** ……7～8
「みんなやってる」と言う前に
- **大人のひきこもり** ……9～10
「ひきこもり」笑顔になる一歩に
～だれにも言えない悩みを話してみませんか～
- **幼稚園・小学校の取組** ……11～12
・実験から相手を思う気持ちを学ぶ
～米作りをとおして～
（三樹幼稚園）
・みんなが行きたくなるウェルビーイングな
学校をめざして
～「いのちと人権」を守る取組～
（自由が丘小学校）
- **人権啓発DVDの紹介** ……13
啓発ビデオ「見上げれば」他
- **ワークシート** ……14
ひきこもりのこと、知ってる？

* だれもが胸を張ってふるさとを名のりたい。心ふれあうふるさとにしたい。
啓発資料「ふるさとに生きる」は、この願いを込めて命名されました。

三木市・三木市教育委員会

だ がっ き と も あ る じん せい だい さん しょう
打楽器と共に歩く人生第三章

マーチングドラムインストラクター・パーカッションプレイヤー

き む ら ア モ ー レ あ き
木村amore安希 (ステージネーム)だ がっ き て あ
打楽器との出会い

私が打楽器に出会ったのは、緑が丘中学校の吹奏楽部に入ったことがきっかけです。その後、神戸の高校でマーチングに出会い、そこで知ったのがアメリカのマーチング大会、Drum Corps International (DCI) でした。

DCIとは、世界中の若者たちが集まり、音楽と演技を競い合う、マーチング界最高峰とも言われる大会です。チームメイトやスタッフたちと共にバスで全米を移動しながら、学校の体育館などで寝泊まりし、大会をこなしていききました。

私が高校生の時に8ミリビデオで観たDCIは、音も画像も不鮮明でしたが、とにかく煌びやかで、日本のマーチングとはまるで別世界でした。その時、「高校を卒業したら絶対DCIに行く！」と心に決めました。

しかし当時は、女性は早く結婚するのが当たり前と言われていた時代。そんななかで「大学行かない」「就職もしない」「アメリカのマーチング大会に出たい」なんて言い出したら、周囲は驚きます。でも、「アメリカに行く！」という夢だけは諦められませんでした。

高校2年生の春の合宿では、カナダのバンドディレクターが指導に来られました。私の高校の顧問は、日本でも有名なマーチング指導者で、技術だけではなく、礼儀や責任感、「本気で向き合う姿勢」を叩き込んでもらったと思っています。

私はそのカナダのディレクターと密かに文通を始め、さらに「絶対DCIに行く！」という思いを強くしていききました。

高校3年の夏、私は親と顧問の先生に夢を打ち明けました。返ってきたのは、予想通り反対の言葉でした。私は、帰国後はインストラクターになりたいこと、自分の人生として本気で挑戦したいことを必死に伝えました。すると最後には、「そこまで言うなら行ってこい」と背中を押してもらうことができました。

そして高校卒業から1週間後、私はカナダへ渡り、マーチングバンドに入団しました。

かいがい かつどう まな
海外での活動と学び

カナダのバンドで3年。その後オーディションを受け直し、アメリカのバンドでも1年活動しました。カナダのバンドは2年連続Aクラスチャンピオン。アメリカのバンドではWorldクラスで上位入賞を果たし、今思えば、なかなか凄いチームにいたんだなと思います。

しかし、当時の私は、英語が全くわかりませんでした。音楽をしている時は楽しかったのですが、それ以外の時間は、友だちを作るのも大変でした。

そんななかでも少しずつ友だちができて、一緒に買い物や食事に行くようになりました。

その時、友だちから言われた言葉が今でも忘れられません。

「安希は黒い髪だから、この服の色が似合うね」

「黒い瞳だから、このアクセサリーが似合うね」

私はその時、生まれて初めて「自分は日本人なんだ」と感じました。日本では黒い髪や黒い瞳を“個性”として言葉にされたことがなかったからです。そして同時に、人はそれ

それぞれ個性を持っていて、自分らしくいていいのだということを知りました。

当時は、「女は」「男は」「妻は」「母は」「学生は」「こうあるべき」という価値観が、今よりずっと強かったように思います。ですが、カナダやアメリカでいろいろな文化や価値観に触れ、「違っていい」ということを学びました。

また、ドラムをとおして学んだこともあります。それは、“基礎が大切”ということ。基礎に真剣に向き合う。その積み重ねがあるからこそ、“その人らしさ”や“個性”が生まれる。基本は大事。でも、みんな同じでなくていい。それは音楽だけではなく、人とのかわり方にも通じるような気がしています。

若い頃、本気で打楽器に向き合った経験は、今の自分を支えてくれています。諦めないこと、とことん追求すること、仲間となら乗り越えられること。それを、先生方やチームメイトたちから教えてもらいました。

人生第三章

そして今、私は30年ぶりに三木へ戻り、「みき山リズムスクール」を立ち上げました。60歳目前からの新しい挑戦です。海外で学んだこと、音楽で出会った仲間たちから教えてもらったこと、そして「違っていい」という思いを、今度は三木の皆さんと共有していきたいと思っています。

打楽器は、年齢や経験に関係なく一緒に笑って楽しめる楽器です。子どもも、大人も、音楽経験がない方も、「ちょっとやってみたいな」と思った時がスタート。

三木市でのこれからの人生を、音楽をとおしてたくさんの方とつながりながら、楽しく過ごしていけたら嬉しいです。もしどこかで私を見かけたら、ぜひ気軽に声をかけてください。

プロフィール

全国各地の教育機関、一般バンドなどで、マーチングや打楽器を指導するパーカッションインストラクター。中国・北京でも4つの小学校を指導。様々な団体のアレンジも手掛ける。2000年シドニーオリンピック開会式では、ドラムインストラクターの一員として世界合同バンドを指導。海外での審査員経験も持つ。演奏活動では、スティールパンやマリンバ、パーカッションを中心に、ジャンルにとらわれない自由な音楽活動を展開。

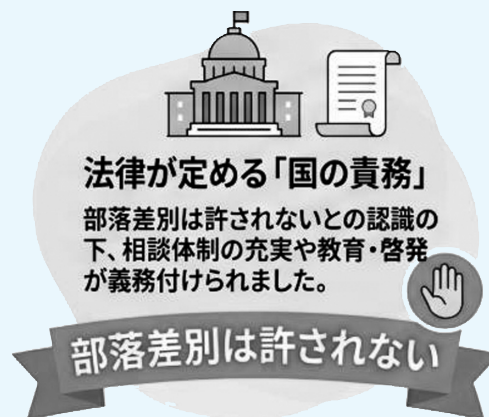
自身のユニットMarimba Familiar (マリンバ・ファミリア) では、全国各地のお祭り、パーティー、学校音楽鑑賞会などに出演している。



【みき山リズムスクール】
【YouTube「木村安希の打打打打ダン」】

『部落差別の解消の推進に関する法律』が施行され 10年の節目の年です

2016年（平成28年）に、人権三法と言われる、差別解消を目的に ※1 「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律） ※2 「ヘイトスピーチ解消法」（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律） ※3 「部落差別解消推進法」（部落差別の解消の推進に関する法律）の3つの法律が公布、施行されました。障がいの有無や出身、国籍などに関わらず、全ての人の人権が尊重される社会の実現をめざして制定された法律です。



ここでは、「部落差別解消推進法」制定の経緯や、部落差別は許されないとする判例などを紹介し、三木市における今後の取組について考えたいと思います。

1、「部落差別解消推進法」制定の経緯

2002年「地対財特法」の失効に伴い、部落差別は解消したとの間違った認識が広がり、「同和教育」の継続・充実が疎かにされた結果、現在においても部落差別の厳然たる事実がありました。そして近年、インターネットにおける差別書き込みなどの、新たな形態の悪質極まりない差別事象が発生していました。

そのことを立法事実として、2016年5月19日に自公民が合同で議員立法として衆議院に、「部落差別解消推進法」案が提出され、衆議院法務委員会での審議を経て、2016年11月17日衆議院本会議において賛成多数で可決され、参議院に付託されました。参議院法務委員会においても挙手賛成多数で可決され、2016年12月9日参議院本会議においても賛成多数で可決成立しました。

そして、2016年12月16日、「部落差別解消推進法」が公布・施行されました。

2、「部落差別解消推進法」の意義

○部落差別の存在を認めた初めての法律であり、目的において「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」としたこと。

また、基本理念において「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるように努める」とし、部落差別の解消推進に向けての基本法的な理念法であり、恒久的な法律であること。

- 部落差別の解消において、「国及び地方公共団体の責務」を明らかにしたこと。
- 部落差別に関する相談体制の充実、部落差別の解消のため教育及び啓発を行うこととしたこと。
- 部落差別の実態に係る調査を行うこととしたこと。

☆画期的な判決

「部落差別」を温存、助長する行為に判決が下されました。

いわゆる「全国部落調査」復刻版出版事件の東京高裁判決（2023年6月28日判決）は、被告による被差別部落の地名リストを含む書籍の出版とネット掲載に対し、プライバシー侵害と差別助長を認め、この判決は、被差別部落の出身であることなどの公表が憲法13、14条に由来するとして「差別されない権利」を侵害する違法な行為であると認めました。

（最高裁2024年12月4日上告棄却にて確定）

この判決は、部落差別に止まらずあらゆる差別は許されないとした、画期的な判例となりました。



認められた「差別されない権利」

最高裁で、地名リストの公表などは憲法に基づく権利の侵害であると認められました。

差別されない権利

☆情報流通プラットフォーム対処法（通称：情プラ法）が施行されました。

2025年4月1日に施行された。SNS上の誹謗中傷や権利侵害情報への対応を強化する法律です。大規模SNS事業者に削除相談窓口の設置や7日以内の対応結果通知、運用透明化を義務付け、違反には最大1億円の罰金が科されます。

本法は、2002年施行の「プロバイダ責任制限法」を大幅に拡充・改正したものであり、ネット上のトラブルに対して事業者側の管理責任を明確にした点が大きな特徴です。

三木市における「部落差別」をはじめ

あらゆる差別の解消に向けた取組を強化しましょう！

三木市においては、2001年1月1日に「人権尊重のまちづくり条例」が県下に先駆けて施行されました。条例に則り基本計画を重ね2025年3月には「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）」が策定されました。

「部落差別にかかわる人権」として、学校・社会教育における人権・同和教育の推進・充実・強化を柱とし、インターネット上に氾濫する情報を読み解く能力向上など、7項目の重点取組項目が明記されています。私たち、一人一人の取組により、差別のない明るい三木市をさらに前進させましょう！



基本計画



基本計画
（概要版）

みっきいマフの会

～認知症マフをご存じですか？～

ひとりひとりが大切にされるケアをめざして

みっきいマフの会 代表

もりた ゆみこ
森田由三子

「あなたのためだけの、世界でただ一つの認知症マフを作ってお届けする」

これは「みっきいマフの会」が行っている活動の一つです。

イギリスで認知症の人に使われている筒状のニット小物（twiddle muff トウイドルマフ）は、触れたり手をとったりすることで、認知症の方の不安を和らげる効果があるとされ、日本国内でも医療機関や介護施設を中心に広く紹介されています。日本に紹介した朝日新聞厚生文化事業団の活動を受け、三木市でも令和5年4月に「みっきいマフの会」が誕生しました。



認知症高齢者と日常的にかかわる仕事をしている会員を中心に、手作りが好きな人、正しい認知症ケアを学びたい人、自分ができることを通じて地域に貢献したいという仲間が、それぞれのペースで無理なく活動しています。

「ゆるく楽しく」をモットーに、毎月第3土曜日に集まり、おしゃべりをしながら「オーダーメイドの1点もの」のマフを作ります。

認知症ケアの現場経験が豊富なメンバーが、ご本人の生活歴や好み、これまで大切にしていたものを丁寧にアセスメントした上で製作します。



たとえば、猫を飼っておられた方にはその特徴を生かした飾りを入れたり、好きだったもののモチーフや、現役時代のお仕事にまつわる小物をあしらうなど、その方らしさを大切にしたいものとして仕上げています。

手に触れることで安心感を得られるだけでなく、懐かしさや親しみを感じることで、心の安定や穏やかな時間につながるきっかけにつなげ、色あざやかなデザインやかわいらしさは会話をつなぎ、素材の柔らかさや温かさで「安心する、癒される」時間を届けることができます。



趣味の編み物を生かしたいと集まる会員もいますが、共通するのは「認知症の方、一人一人に寄り添いたい」という気持ちです。「認知症になっても、自分らしく安心して暮らせる地域であってほしい」という思いが、活動を支えています。

会の活動は、マフの作成・お届けにとどまらず、正しい認知症ケアの普及啓発にも力を入れています。地域での認知症サポーター養成講座や「認知症スタディワーク」などをおして、「認知症であっても住み慣れた自宅で安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざします。



認知症はあくまでも脳の病気であること、さまざまな生活障がいがあってもなくても、一人一人が自分らしく暮らし続けられる成熟した地域社会であることを願って、これからも活動を続けていきたいと思っています。

みっきいマフの会

e-mail: muff.mitukii@gmail.com

Instagram:



毎月第3土曜日 14時～16時

三木市立市民活動センター

三木市末広1丁目6番46号

「みんなやってる」と言う前に

N I T 情報技術推進 ネットワーク株式会社

学校での講演会のなかで、「開示するぞ!」という言葉聞いたことがありますか、と問いかけると、小学生の児童でも「あるよ」と答える場面があります。

本来、法律にかかわる言葉であり、日常的に使うものではないはずの言葉を、子どもたちが軽く使っている現状には大きな違和感があります。

これは単なる言葉の問題ではなく、「人権」にかかわる問題です。

インターネットの普及により、誰もが情報を発信できる時代になりました。テレビに代わってYouTubeが広がり、さらにショート動画の登場によって、短時間で強い刺激や情報を受け取ることが当たり前になっています。短時間で楽しさや答えが得られることは、一見効率が良い感じられますが、その裏側では「深く考える時間」が削られていきます。

その結果、「みんなやっているから大丈夫」という判断が生まれやすくなります。

しかし、この考え方は非常に危険です。

なぜなら、「みんな」という言葉のなかに、自分の責任を隠してしまうからです。これは「他責」の状態であり、自分の行動であるにもかかわらず、判断の基準を周囲に委ねてしまっています。

さらに、この「みんな」という感覚は、アルゴリズムという機能によって強化されます。SNSや動画サイトは、利用者の興味関心に合わせて情報を表示するため、自分と似た意見や行動ばかりが目に入るようになります。その結果、「これが普通だ」と錯覚しやすくなります。

しかし、それはあくまで一部の情報であり、社会全体の基準とは限りません。

こうした状況のなかで、誹謗中傷やプライバシーの侵害といった人権問題が深刻化してきました。その対応として整備されたのが、「情プラ法（情報流通プラットフォーム対処法）」です。この法律は、インターネット上で人権侵害が起きた際に、投稿者を特定するための「開示請求」を可能にする仕組みを含んでいます。

つまり、匿名だと思っている行動も、実際には記録されており、必要に応じて責任を問われる可能性があります。

ここで重要なのは、「見つかるかどうか」ではなく、「それが人権を守る行動かどうか」という視点です。

人権とは、「人が人として大切にされること」です。

相手の名前、顔、立場、気持ちを尊重すること。

それを傷つける行為は、たとえ軽い気持ちであっても、人権侵害につながります。

短い動画や強い言葉に慣れた環境のなかでは、判断が早くなり、深く考える前に行動してしまいがちです。だからこそ必要なのは、「みんながやっているか」ではなく、「それは人を傷つけていないか」という視点で立ち止まることです。

インターネットのなかでの行動も、現実の社会と同じように、人権と責任の上に成り立っています。

そのことを理解し、自分の行動を自分で選ぶ力が、これからの時代には求められています。

※アルゴリズム・・・あなたが見そうな動画や投稿を自動で選んで表示するしくみ

保護者様へのお願い



お子さまに
スマホが必要に
なった時は、
どんな時ですか？



ですが、
それであれば
キッズスマホで
十分です。



子どもは静かな時ほど危ないです。

子どもに必要なフィルタリングや
ペアレンタルコントロールといった機能を、
保護者の方が設定せずに与えるのは
子どもを危険にさらすことと同じです。

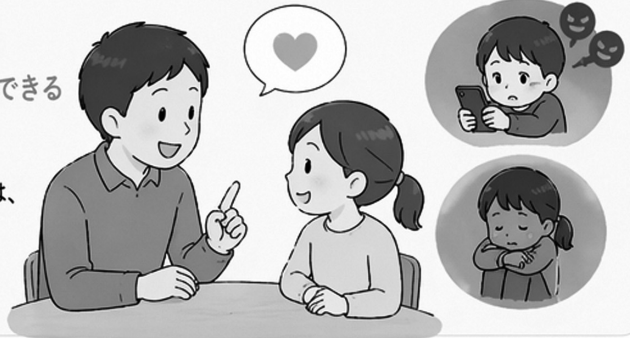


大切なのは
「守るための設定」



正しい使い方とは、子どもがスマートフォンによって
苦しむことがないようなことを、と教えてあげることができる
大人が周りにいることです。

ですが、やはりインターネットでトラブルを起こしてしまう子どもには、
周りにインターネットトラブルや自分に起きたことを
伝えることができている保護者や大人がいないことが多いです。



保護者からの質問の中で、
「子どもにスマートフォンを与えるのはいつがいいのか？」
というのはよくあります。

長年、明確な答えを出せませんでしたが、今はこう考えています。



おすすめの目安は
「嫌だと思った時に、
理由を添えて断れる力が
身についてから」

イヤだよ

ごめんね

人間関係も大切な土台です。

家族の中で、自分の意見を言って、
一度聞いてもらえて、考えてもらえる。
その関係性ができている子どもは、
SNSの中でも自分を守る行動ができます。

- ✓ 相手に流されず、自分の気持ちを言葉にできる
- ✓ 家庭の中で意見を伝え、聞いてもらえる関係がある
- ✓ 一度立ち止まって考える経験がある



スマートフォンを持たせるタイミングは「年齢」ではなく、
人との関わり方が育っているかどうかで判断することが大切です。

子どもを守るために、正しい知識と適切な設定、そして温かい関わりを
一緒に続けていきましょう。



本資料の作成にあたり、生成AIを補助的に活用しております。

なお、内容確認・修正・最終判断は作成者が行っております。

なお、本資料は今回の啓発資料に限ってのご使用とさせていただきます、二次利用や転載などをご遠慮くださいますようお願いいたします。

N I T情報技術推進ネットワーク株式会社

「ひきこもり」笑顔になる一歩に ～だれにも言えない悩みを話してみませんか～

み き おや かい だいひょう ふじ た たか こ
三木イキイキ親の会 代表 藤田隆子

三木イキイキ親の会は不登校・ひきこもりの親の会です。わが子の不登校をきっかけに同じ悩みを持つ仲間がいる場所が必要との思いから2001年に誕生し、25年になります。不登校になったり、ひきこもりになったり、わが子の悩みや不安を一人で抱え込まないで、頑張っていることを否定せず、安心して語れる場所です。親同士で話すことで「自分もそういうことがある」と思ったり、「自分と違う取り方だ」と感じたりします。そして、少しでもホッとでき、笑顔になれるように活動しています。



み き おや かい
三木イキイキ親の会
ホームページ

①ひきこもりとは・・・

ひきこもりは病気ではありません。ひきこもりは部屋から出られない人だけではありません。

「社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、さまざまな生きづらさを抱えている状態の人」のことで、何らかの生きづらさを抱え、生活上の困難を感じ、家族を含む他者との交流をほとんどせず、自宅にひきこもり、支援を必要とする状態にあります。その期間は問いません。図書館やコンビニに行くなど、他者と交わらない形で外出している人もいます。

ひきこもりにはさまざまな状態があります。ひきこもっている人の多くは自分を責め、焦りと自己否定感を持って辛い気持ちを抱えています。

②ひきこもり「自律」への支援

親や支援者が一方的にゴールをつくるのではなく、本人が自らの意志でめざす方向を決めていく手助けをすることが大切です。

①②【厚生労働省「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤（2025）」より】

～当事者やその家族の体験談～

イラスト：吉田弥央さん

○ひきこもる本人の身近にいる親だからこそ、抱える思いがある

娘が部屋に閉じこもり、顔を合わせようとしなないので、何を
考えているのかわからず、焦りから顔を合わせると「ちゃんと考
えないと後で後悔するよ」などという言っていました。

三木イキイキ親の会に参加をして、自分の気持ちを吐き出し、
わかってくれる仲間のおかげで、娘の辛さをくみ取ろうという
思いが足りなかったことや焦っても仕方がないことに気づくこ
とができました。親が待てるようにならないと娘は自ら動き
出そうとします。親が元気になり、自分の人生を楽しもうと

思えるようになりました。そう考えるようになると、子どもにも変化が出て来たと感じま
す。家の中に新しい風が吹きました。娘もきっと「楽」に生きられるようになると信じて
います。この先に希望の灯が見えるまで、みんなと一緒に頑張ろうという気持ちでいます。



○ひきこもり7年の私

7年間のひきこもりで家族が自分の部屋に入ってきたらど
うしようと思っていました。不安で思うようにトイレに行け
ないことが辛かったです。後半の2年は安心してひきこもれ
ました。5年が過ぎた頃から生活音が変わりました。親が帰っ
てきたときの扉の開け閉めの音が変わったのが印象に残って
います。おそらく、両親の心のなかで変化があったからだと

思います。「この子は大丈夫」と思えたから、息を潜めているような家の空気が変わりました。子どもの生きる力を信じ続け、子どもをわかろうとしてくれたからこそ、少しずつ
自分自身を受け入れることができました。今は自分の思いを両親に言えるようになりました。



「ほっぷ☆すてっぷ」について

ほっぷ☆すてっぷは、学校に行きづらいお子様、ひきこもりがちな方やその親の相談、
居場所や体験の機会づくりに取り組む当事者団体、ボランティア・市民活動団体、事業所、
行政、社協でつくる協働ネットワークです。市内に不登校やひきこもりのご本人やご家族

の支援にかかわる団体がいくつかあり、どの
団体もご本人やご家族とのめぐり合わせの機会
が少ないという課題がありました。そこで、令
和4年1月に協働ネットワーク「ほっぷ☆すてっ
ぷ」を発足する運びとなりました。個々の団体
では解決することが難しい課題の解決に向けて、
協働で取り組むことを目的に活動を展開してい
ます。



みんなが行きたくなるウェルビーイングな学校をめざして

～「いのちと人権」を守る取組～

三木市立自由が丘小学校

本校では、みんなが行きたくなるウェルビーイングな学校をめざして、教育活動全体をとおして「いのちと人権」を守るさまざまな取組を行っています。今回は、そのうち「人権参観」と「校内人権研修 ～『町の石ひ』フィールドワーク～」を紹介します。

1 人権参観（1年生）

自分を知ってもらただけでなく、相手のことも知ることが、自分や友だち、周りの人を大切にする心情や態度を育てることにつながります。1年生では「なかよしすごろく」でのすごろく遊びをとおして、仲を深めました。子どもたちは楽しんで質問し合い、お互いの素敵な所をたくさん見つけていました。保護者の方も一緒にすごろく遊びに参加していただきました。



人権参観の様子



なかよしすごろく
（「ほほえみ 1・2年」より）

保護者の方の感想（抜粋）

- 保護者と子どもが和気あいあいと参加できて楽しかったです。普段もこんな感じなのだろうなという子ども同士のかなやかな様子が知れてよかったです。
- 楽しくお友だちの好きなことやがんばっていることを知れて、普段はあまり話をしていない子ども仲良くなれるきっかけになるなと感じました。

2 校内人権研修 ～「町の石ひ」フィールドワーク～

同和教育をより充実したものにするために、講師を招いてフィールドワーク研修を行いました。

三木市同和教育指定教材になっている「町の石ひ」のモデルとなった場所を実際に歩き、教材に出てくる手掘りの隧道や開発された新田、そして先人の功績を称える頌徳碑を前にして、講師の方の説明を聞くことによってこの教材への理解をさらに深めることができました。



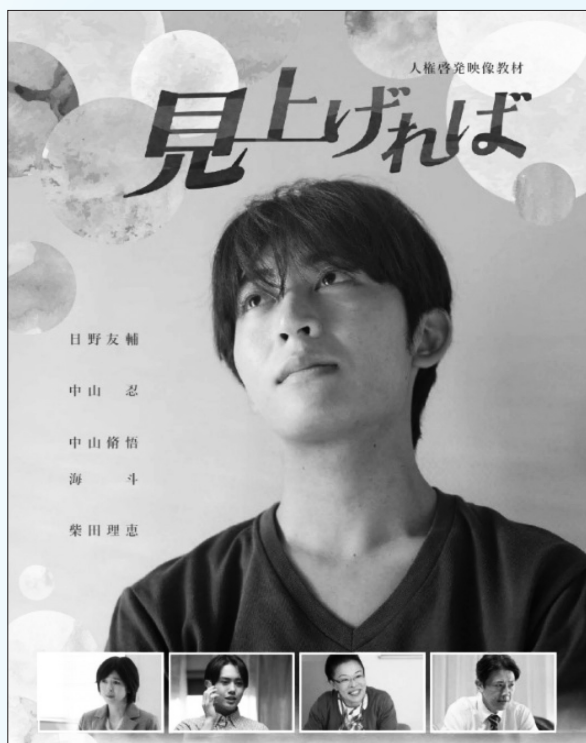
隧道の見学



頌徳碑を前にして

※ウェルビーイング・・・自分らしく、安心して、元気に生活できる状態

じん けん けい はつ 人権啓発DVDの紹介



～ み あ 見上げれば～

だいがくにゅうがくご
大学入学後にひきこもるようになった、
主人公の由良陽人。

はると あん はは その こ
陽人を案じる母・園子は、ひきこもり支援
おこな ほうじん 「のじぎく会」を訪れる。帰り
がけにスタッフと思しき青年に声をかけられ
るが、それは陽人の中学の同級生・壺井樹だっ
た。気まづくなり、すぐに立ち去る園子。

ある日、陽人の元に音信不通だった樹から
とつぜん じさく おく
突然、自作ゲームのリンクが送られてきた。
それは中学時代に樹が作り、二人が夢中になっ
たゲーム「ランナウェイ」の新作だった。そ
の日からオンラインで交流するようになった
はると いつき おちゅう ひ び ぐうぜん
陽人と樹。ゲームに夢中だった日々や、偶然

ふたり いっしょ み りゅうせいぐん おも でばなし はな さ
二人で一緒に見た流星群の思い出話にも花が咲く。

むかし たの かん はると こころ ひら ちち せい ご り かい
昔のような楽しさを感じ、「つながり」が陽人の心を開いていくが、父・誠吾の理解の
げんどう つら か こ おも だ とほう せい ご その こ かい おとず
ない言動に辛かった過去を思い出してしまう。途方に暮れた誠吾と園子がのじぎく会を訪
れると、精神保健福祉士の太田紗枝は「陽人さんが今したいこと、できることを見守って
あげてほしい」とアドバイスをする。

はると いつき せしよく その こ たの ご かい ふたた こころ と
しかし陽人は樹が接触してきたのは、園子が頼んだからだだと誤解したことで再び心を閉
ざしてしまう。陽人を心配し由良家を訪れた樹は、陽人の部屋のドア越しに、自身もひき
こもっていた過去を打ち明ける。「ただ陽人に会いたい一心だった」と語る樹の正直な思
いは、陽人は何も言葉を返せなかった。

すうじつ ご いつき しゅうい れんらく た し はると ふ あん か いつき
数日後、樹が周囲と連絡を絶っていることを知った陽人。不安に駆られ、樹からのメッ
セージを見返しているところ

※（公財）兵庫県人権啓発協会発行「見上げれば」リーフレットから複製（転載）

れいわ ねんど こうにゆう きょうざい 令和7年度に購入したDVD教材
か わ れきし ひとと皮革の歴史
いじめ おも い ぶん ～それぞれの想い それぞれの言い分～
きみ けしき し 君の景色を知ったとき
はは にんちしやう い 母のさがしもの 認知症とともに生きる
きぎやう もと たいさく カスタマーハラスメント① 企業に求められるカスタマーハラスメント対策

じんけんすいしん か いちらん
人権推進課DVD一覧リンク



※人権啓発に活用される団体に無料で貸し出します。詳しくは下記までお問い合わせください。
問合せ先：三木市人権推進課 Tel. 82-8388 fax. 82-8658

ひきこもりのこと、知ってる？

「ひきこもり」という言葉を一度は聞いたことがあると思います。
しかし、ひきこもりについて、正しく理解している人は意外と少ないかもしれません。

ひきこもりについてのあなたの考えを書いてみてください。そして、まわりの人と考えを比べてみてください。

ひきこもりについての考え方がアップデートできるかもしれません。



1. ひきこもりとは、どのような状態のことだと思えますか。

2. ひきこもりになるのは、どのような人たちだと思えますか。

3. 何がきっかけで、ひきこもりになると思えますか。

4. ひきこもりについて学ぶときに、どのような考え方を大切にしたらよいと思えますか。



こま 困ったときの相談先

みきしやくしょ ふくしか せいかつしえんかかり
三木市役所 福祉課 生活支援係

0794-82-2000

(8:30~17:00)

げつ きんようび
※月～金曜日

れいわ ねん がつ たち いこう へんこう
※令和8年9月1日以降は9:00~16:30に変更

かいどうれい うらびょうし
解答例は裏表紙

ひょうご そうだんしえん
兵庫ひきこもり相談支援センター
ほっとらいん相談

078-977-7555

(10:00~12:00 13:00~16:00)

げつようび すいようび とうようび
※月曜日、水曜日、土曜日のみ

三木市人権尊重のまちづくり条例

前文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

しかし、現実社会においては同和問題、女性、子供、高齢者、障害者、在日外国人等、人権に関する問題が存在しており、その解決に向けた積極的な取組が強く求められている。

真に一人一人の人権が尊重される明るく住みよい社会をつくるためには、私たち一人一人が、人権に関する問題を共に考え、理解し、その解決のために協力し合うことが何よりも重要であり、そのことが「人権という普遍的文化」の更なる進展につながるものであると思料する。

よって、私たち三木市民は、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、すべての人の人権が尊重され、明るく住みよいまち、三木市をつくるため、この条例を制定する。

第1条（目的）

この条例は、あらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

第2条（市と市民の役割）

- 三木市は、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、効果的な人権教育と人権啓発の推進を図るとともに、人権尊重に関する施策を積極的に推進する。
- 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努める。

（以下省略）

（平成13年1月1日施行）

- ※尊厳…尊く、厳かで侵してはならないこと。
- ※享有…（権利などを）生まれながらに持っていること。
- ※普遍的…（地域や国境を越えて）広くゆき渡ること。
- ※思料…考えること。

ふるさとに生きる Vol. 36

＝みんなで作る人権尊重のまち＝

編集 三木市・三木市教育委員会
人権問題啓発資料作成委員会

発行 令和8年7月
三木市・三木市教育委員会

お問い合わせ 三木市立総合隣保館
TEL. (0794-82-8388)

令和8年度 人権問題啓発資料作成委員会

委員

西本 公仁（人権教育団体）
森田 由三子（みっきいマフの会）
筒崎 眞美（NIT情報技術推進ネットワーク㈱）
藤田 隆子（三木イキイキ親の会）
伊原 幸代（三木市立三樹幼稚園）
前川 葵（三木市立自由が丘小学校）

事務局

三木市市民生活部 人権推進課
三木市教育委員会教育振興部 学校教育課
三木市教育委員会教育振興部 教育・保育課

解答例

- 家族以外の人との交流がほとんどなく、社会的に孤立して悩んでいる状態
- 子どもから高齢者まで、性別を問わず誰にでも起こりうる
- 進路や将来への不安、学校や職場での人間関係やいじめ、体調不良や病気など
- さまざまな生き方を認め、困っている人に寄り添う